

放課後子供教室

～放課後子ども総合プランの推進～

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要

放課後子供教室
(文部科学省)

『放課後子ども総合プラン』

として、実施 (H26.7月策定)

放課後児童クラブ
(厚生労働省)

地域コーディネーター

連携
協働

教育活動推進員
教育活動サポーター

多様な
プログラムの
提供

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

参画

大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、
文化・芸術団体等の様々な人材

双方で情報共有

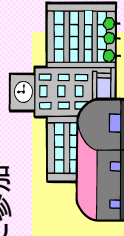
< 学校区毎の協議会などで取組を促進 >

取組の企画、担い手確保、全体調整

放課後児童クラブに登録している児童の参加を促進

放課後児童クラブ指導員

放課後児童クラブに
参加している子供が
放課後子供教室の共通
プログラムに参加



【共通のプログラム】

- 室内での活動
 - ・ 学習支援(宿題の指導、予習・復習、補充学習等)
 - ・ 多様な体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等)
- 校庭・体育館での活動
 - ・ スポーツ活動(野球、サッカー、一輪車)など

小学校など

- ・ 余裕教室等の利用促進
- ・ 学校敷地内の専用施設を利用
- ・ 体育館などの一時利用の促進

- ① 地域と学校の連携・協働による全ての子供たちを対象とした
学習支援・プログラムの充実
- ② 一体型または連携型の放課後児童クラブ・放課後子供教室
を計画的に整備(一体型の取組を推進)

平成31年度末までの目標数

【H31年度】
20,000か所
約半数は放課後
児童クラブと一体型

【H28年度】
15,500か所

【H27年度】
14,000か所

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

(前年度予算額 5,079百万円の内数)

平成28年度予算額:5,246百万円の内数

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉:平成10年4月施行)
 ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成27年5月現在) 【今後の展開】

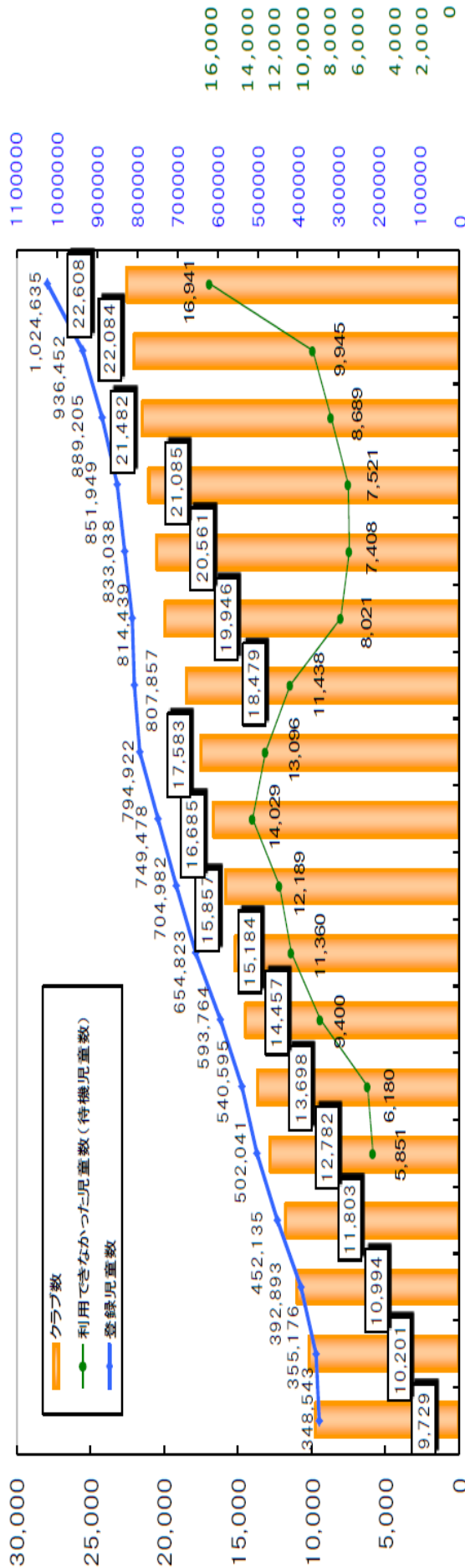
○クラブ数 22,608か所
 (参考:全国の小学校20,113校)
 ○支援の単位数 26,528単位(平成27年より調査)
 ○登録児童数 1,024,635人
 ○利用できなかった児童数(待機児童数) 16,941人
 [利用できなかった児童がいるクラブ数 2,454か所]

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)
 ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
 ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
 ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、
 うち1万か所以上を一体型で実施

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数(待機児童数)の推移】

(か所)

(人)



10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年

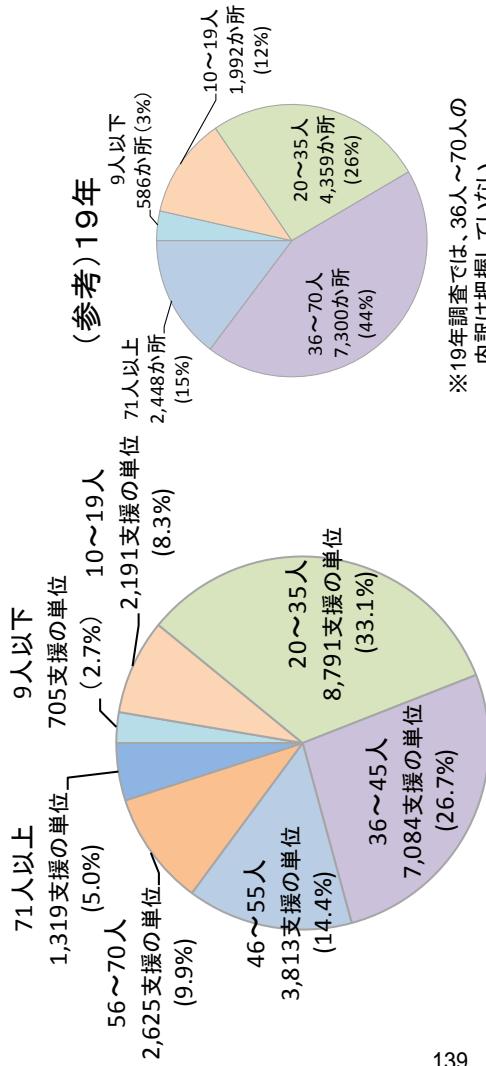
※各年5月1日現在(育成環境課調)
 (平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブの現状①

※平成27年5月1日現在（育成環境課調）
（平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調）

○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約71%を占める。

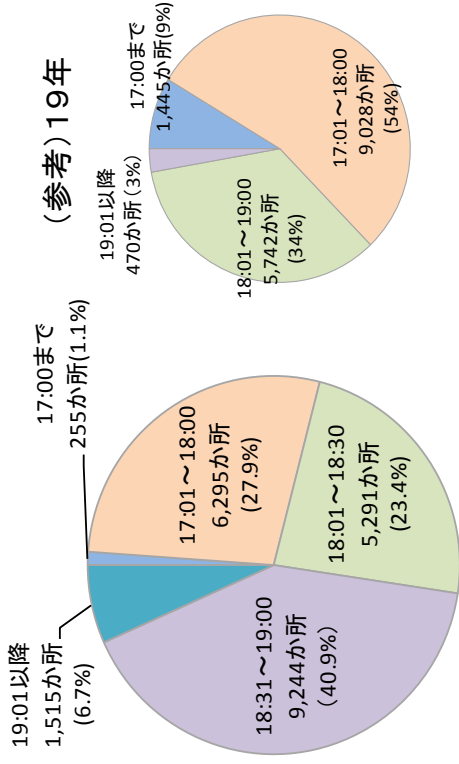


※19年調査では、36人~70人の内訳は把握していない。

※19年調査は、クラブ単位の数

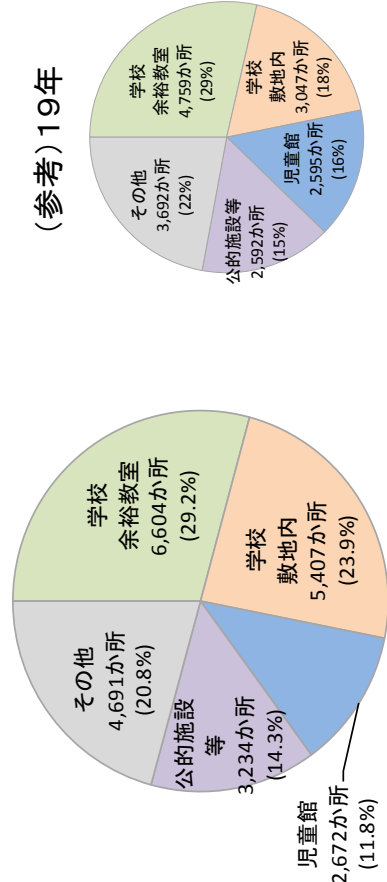
○終了時刻の状況（平日）

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約48%を占める。



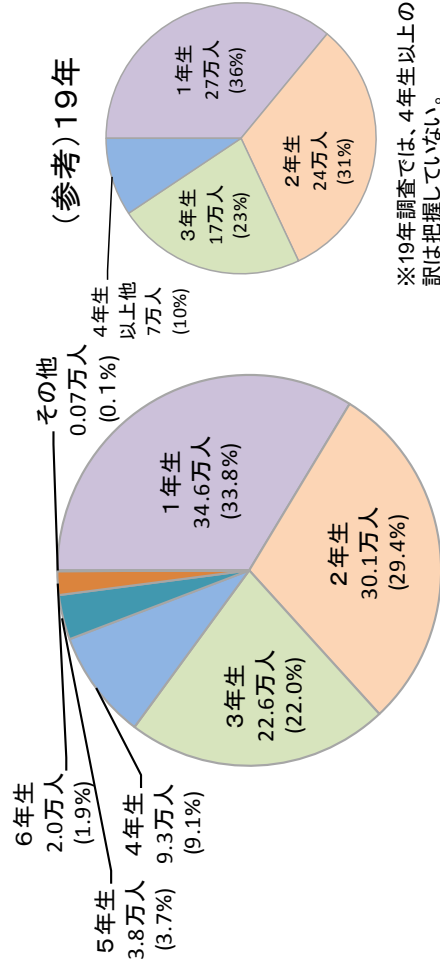
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約24%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占める。



○学年別登録児童数の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約85%を占める。



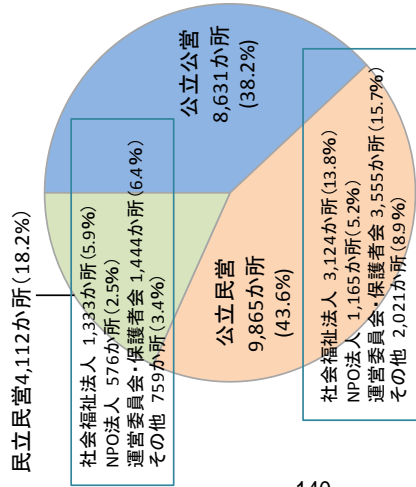
※19年調査では、4年生以上の内訳は把握していない。

放課後児童クラブの現状②

※平成27年5月1日現在(育成環境課調)
 (平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調)

○設置・運営主体別実施状況

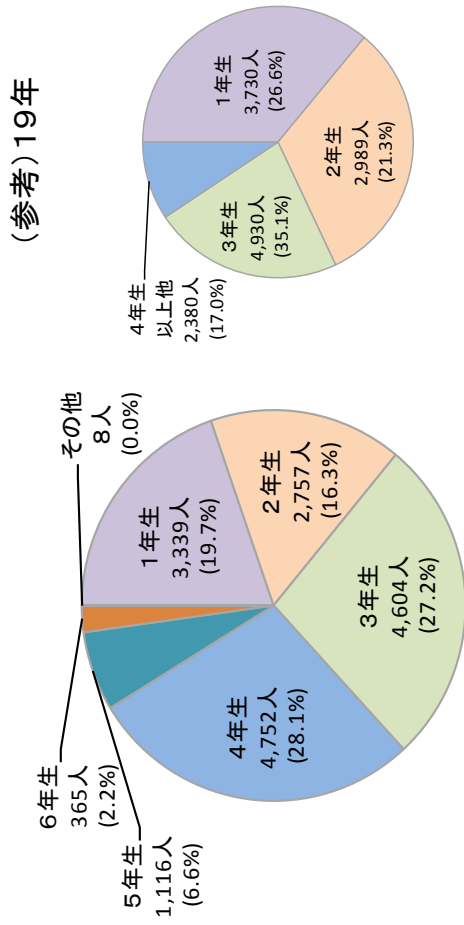
設置・運営主体別実施状況で見ると、公設公営と公設民営のクラブが全体の約82%を占める。



※19年調査では、民営の内訳は把握していない。

○待機児童数の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約63%を占める。また、小学4年生が約28%を占める。



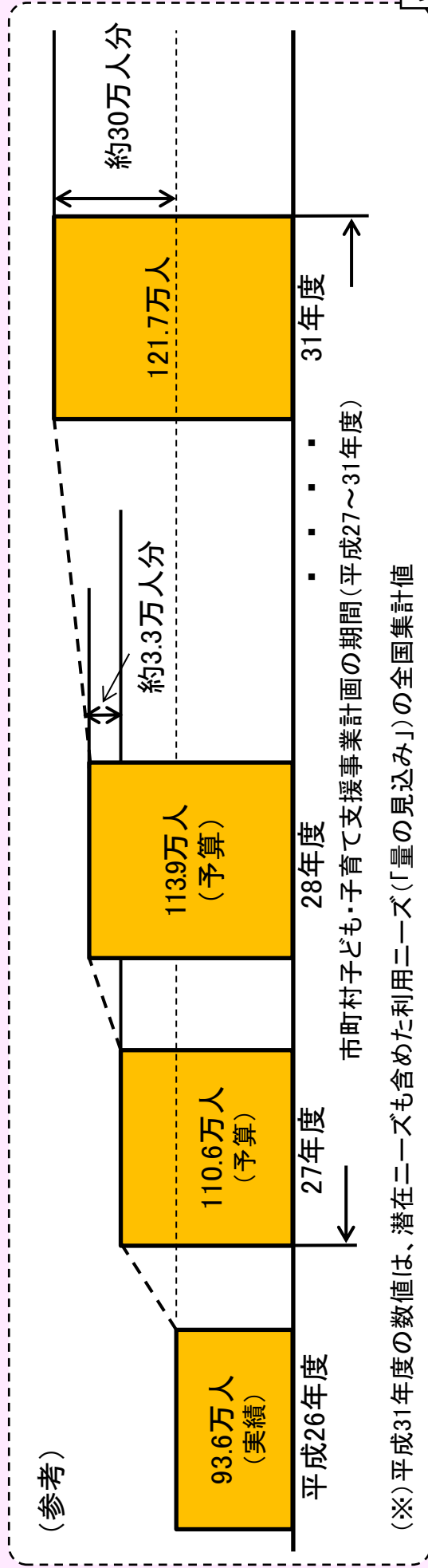
※19年調査では、4年生以上の内訳は把握していない。

放課後児童クラブ関係 平成27年度補正予算(案)及び平成28年度予算(案)の概要

○ 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに約30万人分の受け皿を整備することを目指して、「量的拡充」のための支援策を平成27年度に引き続き強化するため、各種新規メニューを盛り込み、待機児童が多く存在する市町村の子ども・子育て支援事業計画の前倒し実施を含め、受入児童数の更なる拡大を促し、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図る。

○ 放課後児童クラブ関係予算 582.7億円(575.0億円)

・ 受入児童数の拡大 1,105,656人(平成27年度) → 1,138,801人(平成28年度)[約3.3万人増]



1. 運営費等 446.0億円(431.7億円)

子ども・子育て支援交付金:内閣府予算に計上

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

① 放課後子ども環境整備事業の充実

ア 放課後児童クラブ設置促進事業の充実【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の国庫補助基準額の引上げを行う。

(イ)補助基準額(案):12,000千円(7,000千円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進【継続】

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進【継続】

(ア)事業内容

幼稚園・認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):5,000千円

② 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助【継続】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):3,052千円(3,080千円)

イ 移転関連費用補助【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円[1支援の単位当たり年額]

ウ 土地借料補助【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円[1支援の単位当たり年額]

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人以外の民間団体等

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業【継続】

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):454千円(435千円)

(2) 質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業【継続】

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

- (イ) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合に、非常勤職員1名分の賃金改善経費の上乗せ
- (ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善経費を含む当該常勤職員を配置するための経費の上乗せを行うために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): (i) 1, 581千円(1, 539千円) (ii) 2, 932千円(2, 831千円)

② 障害児受入強化推進事業【継続】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 1, 748千円(1, 712千円)

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業【継続】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 544千円(532千円)

(1) 創設整備等【継続】

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

③補助基準額(案)：

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 49,928千円(48,859千円)

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

イ 上記以外の場合：24,964千円(24,427千円)

④補助率：1/3

[国：1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国：2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3]

(2) 土地借料補助【新規】

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

③補助基準額(案)：6,100千円

④補助率：1/3

[国：1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国：2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3]

3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金:厚生労働省予算に計上

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.8億円の内数(15.7億円の内数)

①放課後児童支援員認定資格研修事業【継続】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

- (イ) 実施主体:都道府県(一部委託可)
- (ウ) 補助基準額(案):厚生労働大臣が認める額(1回当たり983千円(810千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)
- (エ) 補助率:国1/2、都道府県1/2
- (オ) その他:放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

②放課後児童支援員等資質向上研修事業【継続・拡充】

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」との指摘を踏まえ、都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、平成28年度においては、初任者研修(1年～5年未満を目安)と中堅者研修(5年以上を目安)を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行う。

- (イ) 実施主体:都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)
- (ウ) 補助基準額(案):厚生労働大臣が認める額(1か所当たり1,992千円(1,424千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)
- (エ) 補助率:国1/2、都道府県・市町村1/2
- (オ) その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業 1.3億円の内数(1.3億円の内数)

○都道府県認定資格研修講師養成研修【継続】

(ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体:国(民間団体に委託して実施)

子ども・子育て支援対策推進事業委託費
:厚生労働省予算に計上

4. その他(放課後児童クラブにおける勤務環境の改善) 7.9億円(平成27年度補正予算(案))

○ 放課後児童クラブ環境改善整備推進事業(仮称)【新規】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおいては、平成27年3月に策定された「放課後児童クラブ運営指針」において、

・子どもの育成支援の目標や計画

・日々の子どもの状況や育成支援の内容の記録

などについて作成することを求めていることから、これらの対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェアなどの購入に必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体:市町村(委託等可)

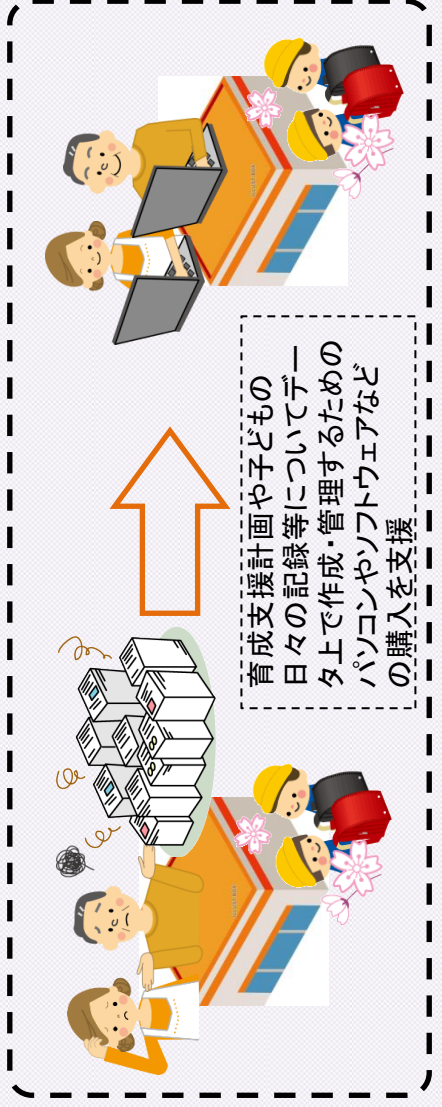
(ウ) 補助基準額(案):500千円

[1支援の単位当たり年額]

(工) 補助率:国3/4、市町村1/4

※ 本経費については、国において次年度への予算の繰越手続を行う予定であるため、市町村における予算措置は、平成28年度予算での対応も可とする予定である。

厚生労働省予算に計上

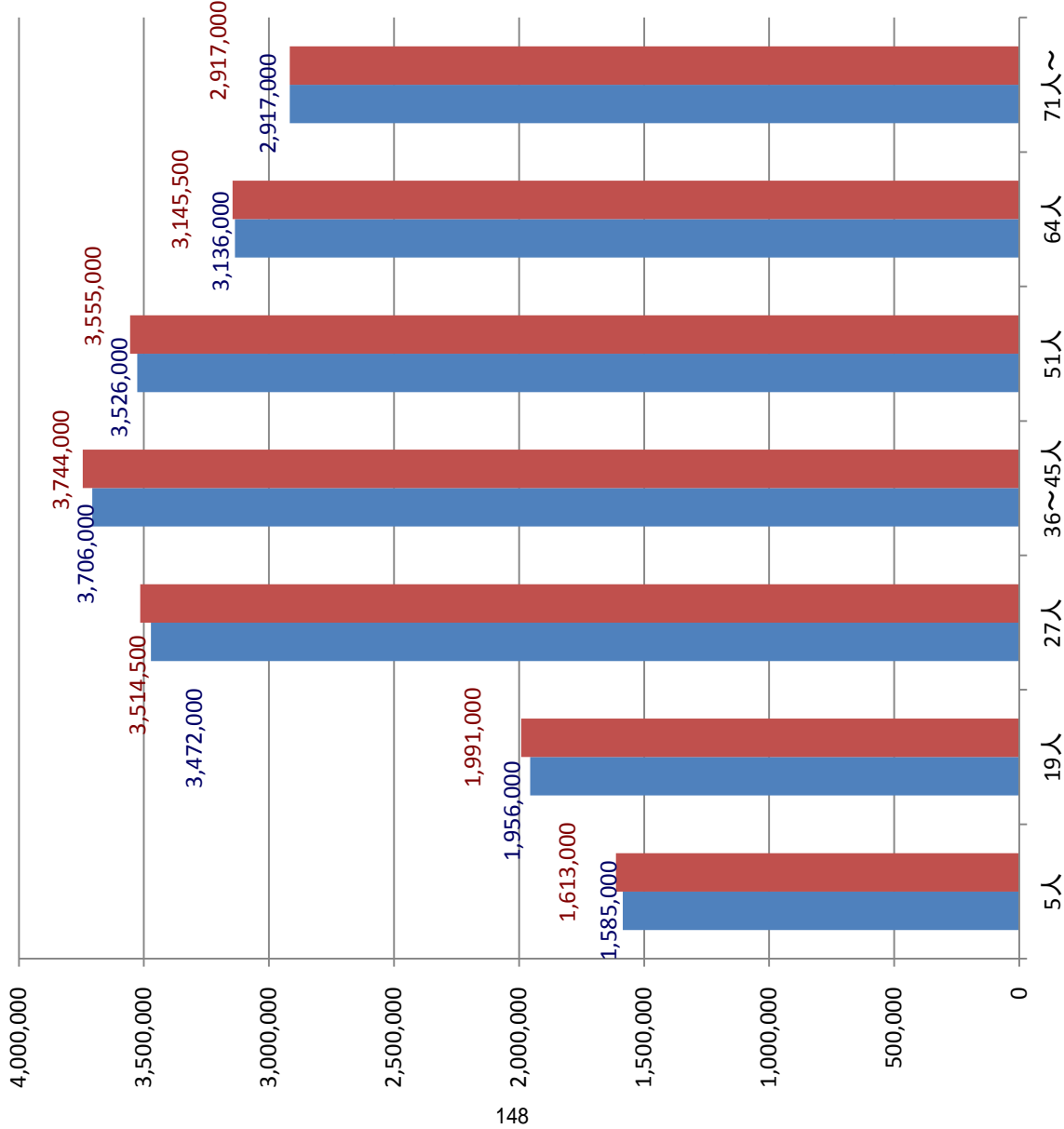


平成27年度と平成28年度(案)の国庫補助基準額の比較

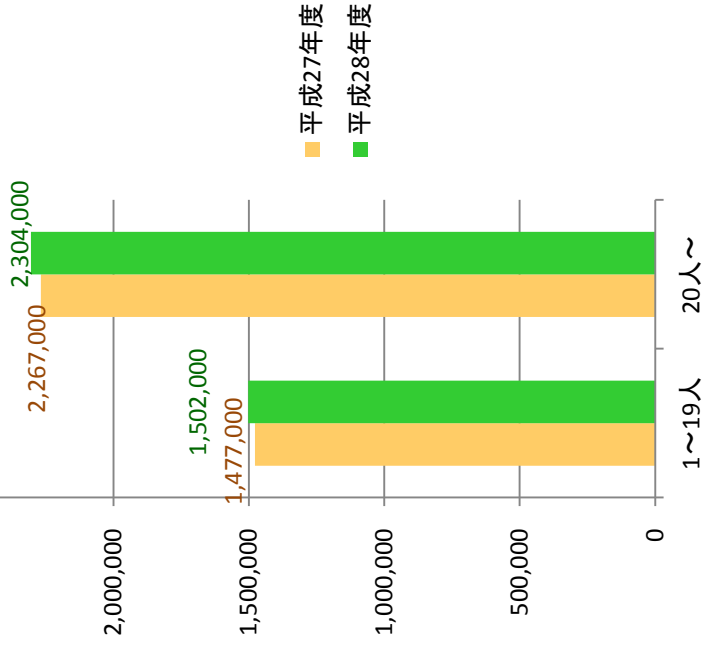
(参考1)

主な補助単価(単位:円)

児童数	開設日数250日以上	特例分(200~249日)
1人	1,505,000	1,502,000
5人	1,613,000	1,502,000
19人	1,991,000	
20人	3,336,000	
27人	3,514,500	
36~45人	3,744,000	2,304,000
51人	3,555,000	
64人	3,145,500	
71人~	2,917,000	



(特例分(200~249日開所))



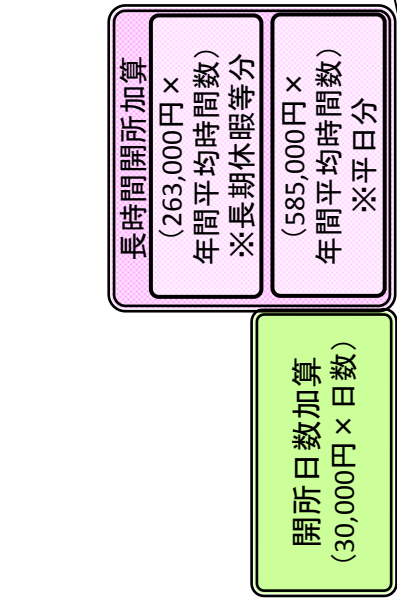
※ 国庫補助基準額は児童数36~45人を除き、1人ごとに異なる。

※ 19人以下の国庫補助基準額には、質の向上の「小規模放課後児童クラブ支援事業」(H27年度:532千円、H28年度案:544千円)を含む。

放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

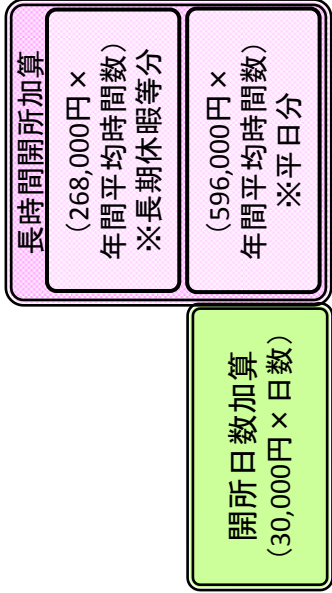
平成27年度
(36~45人単価)

平成28年度(案)
(36~45人単価)



事業費ベース:
7,412,000円
(国庫補助基準額:
3,706,000円)

うち人件費相
当分:
5,329,000円
うち研修関係
経費:
793,000円



事業費ベース:
7,488,000円
(国庫補助基準額:
3,744,000円)

うち人件費相
当分:
5,441,000円
うち研修関係
経費:
804,000円

平成27年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況①(子ども・子育て支援交付金事前協議ベース)

NO	都道府県	実施 市区町村数 (うち②実施数)		市区町村														
		札幌市①	函館市①	名寄市①	帯広市①	新居市①②	久慈市①②	一関市①	陸前高田市②	滝沢市①								
1	北海道	4 (0)	札幌市①	函館市①	名寄市①	帯広市①												
2	青森県	3 (0)	藤崎町①	三戸町①	新郷村①													
3	岩手県	7 (3)	大船渡市①	花巻市①	北上市①②	久慈市①②	一関市①	陸前高田市②	滝沢市①									
4	宮城県	1 (0)	仙台市①															
5	秋田県	1 (0)	能代市①															
6	山形県	12 (10)	山形市②	米沢市②	鶴岡市①②	酒田市①	新庄市②	寒河江市②	村山市②									
7	福島県	2 (1)	会津若松市①②	いわき市①														
8	茨城県	2 (0)	水戸市①	古河市①														
9	栃木県	4 (2)	佐野市①	日光市①	那須塩原市①②	野木町②												
10	群馬県	10 (2)	前橋市②	高崎市①	伊勢崎市①	太田市①	館林市①	渋川市①	藤岡市①②									
			富岡市①	安中市①	邑楽町①													
11	埼玉県	19 (5)	さいたま市①	熊谷市①	飯能市①	加須市①	本庄市①②	深谷市②	富士見市①									
			坂戸市②	幸手市①	鶴ヶ島市①	日高市①	嵐山町②	小川町①	川島町①									
			吉見町①	鳩山町①②	ときがわ町①	上里町①	寄居町①											
12	千葉県	7 (1)	船橋市①	柏市①	成田市①	佐倉市①	習志野市①	印西市②	白井市①									
13	東京都	1 (1)	葛飾区①②															
14	神奈川県	7 (1)	平塚市①	鎌倉市①	茅ヶ崎市②	伊勢原市①	南足柄市①	綾瀬市①	松田町①									
15	新潟県	2 (0)	燕市①	魚沼市①														
16	富山県	0 (0)																
17	石川県	6 (0)	金沢市①	七尾市①	小松市①	羽咋市①	かほく市①	津幡町①										
18	福井県	0 (0)																
19	山梨県	0 (0)																
20	長野県	4 (2)	松本市①②	上田市①②	須坂市①	佐久市①												
21	岐阜県	4 (1)	岐阜市①	大垣市①	瑞浪市②	恵那市①												
22	静岡県	4 (2)	静岡市①	伊東市②	富士市①	焼津市①②												
23	愛知県	3 (1)	名古屋①	津島市②	東海市①													
24	三重県	8 (1)	津市①	伊勢市①	松阪市①	桑名市①	鈴鹿市①	亀山市①②	熊野市①									
			御浜町①															

(※)①は、非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
 ②は、常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

不妊に悩む方への特定治療支援事業の改善

○不妊治療への助成拡大

【平成28年度予算案：157.7億円】（平成27年度予算130.3億円）

⇒ 初回治療の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

① 出産に至る割合が多い**初回治療の助成額を最大15万円 ⇒ 最大30万円に増額（治療費の約50% ⇒ 約100%をカバー）**
 ※体外受精1回あたり、30万～40万円の費用がかかる。

② **不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的として行われる手術療法である「T E S E」等を実施した場合に、15万円を限度に上乗せして助成（治療費の約50%をカバー）**

※ 精子回収を目的とした手術療法としてはTESEが主流。中でも、手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する方法（microdissection-TESE）は、1回当たり30万～50万円の費用がかかる。無精子症に対しても6割程度の精子回収率が期待され、有効な治療法。

【体外受精の流れ】

治療内容	
排卵誘発	・ 排卵周期を確認するための超音波検査、薬剤の投与。
採卵	・ 採卵、麻酔、培養（培養液につけて管理すること）、薬剤投与。
採精	・ 採った精子を調整（運動良好精子を回収する）。 ⇒ 男性に対する治療が必要な場合 ・ 手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収（TESE）※
受精	・ 受精、培養（細胞分裂の進行具合の確認、所要2～5日）。
胚移植	・ 胚移植、移植後のホルモン補充のための薬品投与。

（※）+30万～50万円

合計：30万～40万円 ⇒ T E S E実施の場合（※） 合計：60万～90万円

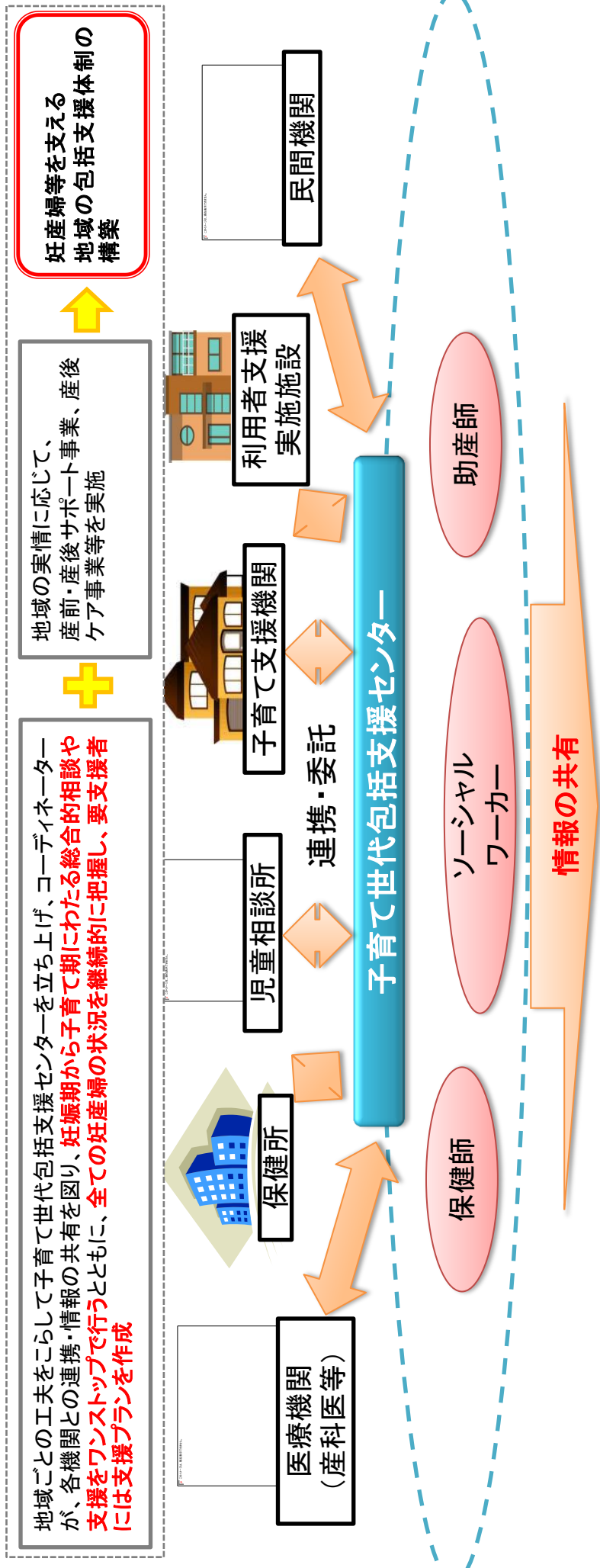
現行：最大15万円を助成（治療費の約50%）

①初回治療の場合助成額を最大30万円に増額（治療費の約100%）

②T E S E等を実施した場合15万円を限度に上乗せして助成

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
- 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
- 平成27年度実施市町村数(予定):150市町村 ➢ 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村(423か所)



妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
妊娠に関する普及啓発 不妊相談	産前・産後サポート事業(子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援) 妊婦健診 両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業 産後ケア事業(心身のケアや育児サポート等)	産後ケア事業(心身のケアや育児サポート等) 定期健診 予防接種	子育て支援策 保育所 地域子育て支援拠点事業 里親・乳児院 その他子育て支援策

妊娠・出産包括支援事業の展開

平成28年度予算(案):24億円
(平成27年度予算:17億円)

予算(案)要旨

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目なくワンストップで総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向け、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて「産前・産後サポート事業」、「産後ケア事業」を実施する。

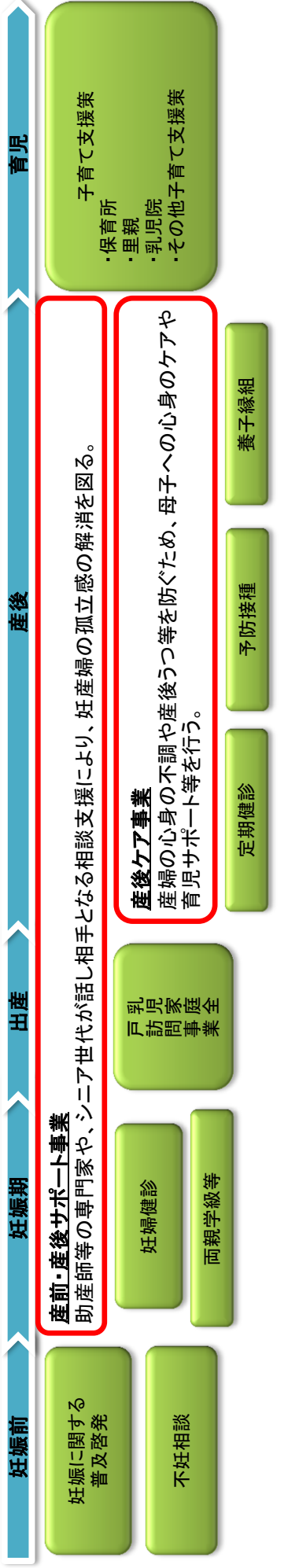
※「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業については、内閣府予算に計上

事業概要

子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定

【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



予算(案)内容

- (1) 子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))
- 【27年度予算】 150市町村 → 【28年度予算(案)】 251市町村(423か所)
- (2) 産前・産後サポート事業及び産後ケア事業
- 80市町村 → 160市町村

【要求主旨】

小児がんなどの治療を行う医療機関は、首都圏など大都市に集中しており、こうした医療機関には、遠隔地から多数の子どもが受診に来ており、このため付添家族は長期間の滞在を余儀なくされている。

家族の経済的負担を軽減するとともに、入院児童等の情緒不安を解消するため、家族が宿泊し、子どもとのふれあいができる部屋を医療機関等に整備する。

【事業内容】

＜補助対象＞
都道府県等が行う入院児童等家族宿泊施設の施設整備事業

＜補助か所数＞
20か所

＜補助額＞
1か所当たり 標準的規模（5室200㎡）の場合 51,200千円

＜補助率＞ 3/4（国3/4、都道府県・指定都市・中核市1/12、設置者2/12）



すべての子どもたちの安心と希望の実現プロジェクト

○経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
○児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目前に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すべての子どもたちの安心と希望の実現プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

○**就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実

○具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子ども居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

○児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。